

第 46 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 53 年 1 月 31 日）

第 271 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

〇〇青果地方卸売市場、伊予三島市、13,191m²、3,956m²、鉄骨造、設置者、〇〇青果株式会社 社長、〇〇青果協同組合理事長

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

当卸売市場は、現在伊予三島市内にある 2 箇所の市場を統合し、宇摩地域の生鮮食料品等の流通拠点とするものであり、土地利用等総合的に検討した結果支障ないと認められる。

第 272 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 40 号泊公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、40、泊公園、松山市泊町地内、約 0.17 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

泊公園は、昭和 45 年に計画決定し、既に供用されているが、興居島地域開発に伴う道路整備が計画され、当地が海及び河川に囲まれた地形であるため一部公園区域と抵触するので、公園機能を低下させないよう区域変更を行うものである。

第 273 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 23 号東野公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、23、東野公園、松山市東野 4 丁目地内、約 2.5ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東野公園は、昭和 43 年に近隣公園として計画決定されたものであるが、当時の計画は松山城主のお茶屋跡等もあり、これらを保存しながら休養施設、修景施設を主体に設ける計画で近隣公園としての要素が少なく、風致公園的なものと考えられていた。その後、当地区は人口が急激に増加し、本来の運動施設を含めた近隣公園を必要とするようになったため、公園施設の配置を検討した結果、主な景観史跡を保存しつつ、一部公園区域を変更するものである。

第 47 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 53 年 3 月 23 日）

第 274 号議案 伊予三島都市計画ごみ焼却場の変更（伊予三島市決定）

都市計画第 1 号伊予三島市清掃センターごみ焼却場を第 1 号宇摩地区広域市町村組合ごみ焼却場に名称を改め次のように変更する。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

- 1、宇摩地区広域市町村組合ごみ焼却場、伊予三島市中之庄町字浜ノ前、約 2.0ha、処理能力 140t/日
「区域は計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島市、川之江市及び土居町では、現在それぞれ独自にごみ処理を行っているが、炉の老朽化、生活様式の変化に伴うごみ量の増大及び質の多様化等により、満足な処理が困難となっており、環境問題も懸念されている。今回このような状況に対処するため 2 市 1 町を対象とするごみ焼却場を伊予三島市中之庄埋立地に設置するものであり、生活環境の悪化を防止しもって公共の福祉の増進に資するものである。

第 275 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,4,1 号小松中央公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

- 一般公園、5,4,1、小松中央公園、小松町大字新屋敷字監刈、字池ノ谷、字池ノ西、約 5.4ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、展望台
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

小松町は国道 11 号及び 196 号線の分岐点に位置し、交通の便がよいことから東予臨海工業地区をひかえ、人口も増加しており、さらに近年のレクリエーション需要の増大により公園施設を望む声が強いので、町における公園施設の配地を検討のうえ、本案のとおり決定し住民の憩いの場として整備をはかるものである。

第 276 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

- 1 都市計画道路中 1,小,1 号広小路漁師町線を 1,小,1 号広小路美保町線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

- 幹線街路、1,小,1、広小路美保町線、今治市中浜町 2 丁目、今治市本町 6 丁目、（今治市美保町 2 丁目）、約 1,020m、地表式、8m、幹線街路広小路線、別宮漁師町線、竹屋町線、今治駅北浜町線と平面交差
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に 2,2,10 号臨港線を追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

- 幹線街路、2,2,10、臨港線、今治市蔵敷町 1 丁目、今治市東門町 2 丁目、（今治市旭町 5 丁目）、約 1,550m、地表式、15m、幹線街路大坪通榎橋線、大坪通土橋線、大坪通土居宮線、黄金通蒼社川通線、内港浜窪線、今治駅天保山線と平面交差、幹線街路今治立花線と立体交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

1 広小路美保町線

本路線は昭和 21 年 7 月に計画決定されているが、今治市における当地域は漁業者の過小宅地による専用住宅地区であり、1.0m～1.5m の路地があるのみで生活環境が悪く、整備が急務な状況となっている。そこで事業施行にあたり、地域の特殊な環境条件からみて、密集家屋が少なく、簡易構造物が多い場所を選ぶのが経済的であるので、路線の一部を海岸側へ約 8m 位置の変更を行うものである。

2 臨港線

本路線は、今治市の臨海部と今治駅周辺とを結ぶ幅員 15m の道路として供用されているが、路線の一部が蒼社川周辺緑化モデル地区内にあり、道路景観の向上、道路交通の安全確保および防災等の見地から街路緑化をはかるため、都市計画道路として計画決定するものである。

第 277 号議案 ごみ焼却場の敷地の位置決定

次のごみ焼却場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

波方町大西町ごみ焼却場、大西町大字紺原、6,987.4m²、563.5m²、鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、
設置者、波方町大西町衛生事務組合 組合長、天野信義

「位置及び区域は別図のとおり」

理由書

大西町及び波方町のごみ処理については、ごみ焼却場が老朽化し、さらにごみの量の増大及び質の多様化等に対処できないため、大西町の当位置に設置するものであり、周辺の土地利用現況等を総合的に検討した結果支障ないと認められる。

第 278 号議案 松山広域都市計画風致地区の決定（愛媛県知事決定）

都市計画風致地区を次のように決定する。

【名称、面積、備考】

- 1、梅津寺風致地区、約 107.8ha
 - 2、港山風致地区、約 9.4ha
 - 3、大峰台風致地区、約 19.3ha
 - 4、岩子山風致地区、約 30.0ha
 - 5、城北風致地区、約 17.5ha
 - 6、石手寺風致地区、約 20.3ha
 - 7、日尾八幡神社風致地区、約 31.5ha
 - 8、星岡風致地区、約 20.7ha
 - 9、祝谷風致地区、約 14.7ha
 - 10、城山風致地区、約 42.0ha
 - 11、弁天山風致地区、約 137.9ha
 - 12、上吾川風致地区、約 3.9ha
 - 13、恵良風致地区、約 48.5ha
 - 14、国津風致地区、約 1.5ha
- 計 14 箇所、約 505.0ha

条例名、「愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例」（制定昭和 48 年 10 月 12 日）

規制内容

- 1 建築物その他工作物の新築、改築、増築または移転
- 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 3 水面の埋立又は干拓
- 4 木竹の伐採
- 5 土石の類の採取
- 6 建築物等の色彩の変更

理由書

都市化の進展に伴い、市街地及びその周辺において宅地開発が急激に進行し、緑とオープンスペースが失われつつある。このような現況において風致地区を定めることにより都市地域における自然を計画的に保存し、良好な自然環境を確保することは都市生活の快適性を増進し、住民に自然を愛する心をうえつけ、都市に潤いを与えるうえできわめて有効である。この観点から松山広域都市計画区域において検討し、今回 14 地区、約 505.0ha について計画決定するものである。

第 279 号議案 大洲都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地中第 1 号肱川緑地を次のように変更する。

【名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

- 1、肱川緑地、大洲市五郎字大谷口、字新畑、字古川、字畑の前、字青木、字松尾、大洲市若宮字渋草、字下渋草、字土手外、大洲市中村字土手外、大洲市阿蔵字ナカノムラ、字サワタニ、大洲市大洲字三ノ丸、字勘兵衛邸、約 188.4ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、運動施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲市の肱川緑地は、昭和 48 年 12 月に計画決定され整備が進められているが、肱川流域随一の景勝地である名勝「臥龍」の一部臥龍山荘、庭園約 0.3 ha が区域外にあることから、今回区域に編入し、景観美を生かした一体的な整備を進め、もって公共の福祉の増進に資するものである。

第 280 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 3,3,4 号保手公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積】

- 近隣公園、3,3,4、保手公園、宇和島市宮下字別当、宇和島市坂下津字ホウジガ谷、宇和島市坂下津字坪坂、宇和島市坂下津字宮ノ越、宇和島市坂下津字法治ヶ谷、約 2.3ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市における公園施設の配置を検討した結果、近年住宅地として宅地化が進む保手地区において近隣に居住する者の利用に供するため、近隣公園を追加決定し、もって公共の福祉の増進に資するものである。

第 281 号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の変更（宇和島市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

- 1 宇和島市ごみ清掃工場、宇和島市宮下字別当、宇和島市坂下津字宮ノ越、宇和島市坂下津字横浦、約 0.7ha、処理能力 100t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市のごみ処理は昭和 38 年に設置された焼却場により行なわれているが、炉の老朽化、生活様式の変化に伴うごみの量の増大及び質の多様化等により、満足な処理が困難となっているので、今回このような状況に対処するため現焼却場に近接した位置に焼却場を設置して、生活環境の悪化を防止し、もって公共の福祉の増進に資するものである。

第 282 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の変更（西海町決定）

都市計画船越駐車場を次のように変更する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

- 1、船越駐車場、南宇和郡西海町船越、約 0.48ha、オープンフロットアスファルト舗装、約 194 台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

西海町の船越駐車場は、昭和 51 年 11 月に計画決定されている。その後県道城辺高茂岬線改良事業が計画されたが、現地の地形上どうしても駐車場区域と抵触するため、駐車場の一部を除外する必要を生じた。また護岸背後については、しばしば波浪により駐車不能となるため、常時利用可能な範囲まで後退することとし、現在町が管理している背後地を区域に編入して当初計画の機能を低下しないものとする。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 274 号議案

委員：地元の同意について、平和会への説得について、詳しく説明してほしい。

事務局：平和会に対しては、駐車場設備の整備を条件に、つめの段階に配っており、基本的には同意の見込みです。

委員：地元の同意を得てから当審議会に付議しても遅くないと思う。今後そうするよう希望する。

第 274 号議案

委員：地元の了解はとっているか。

事務局：建設予定地である紺原部落と同意書を締結している。

委員：地元とは、どの範囲になるのか。

（事務局、図示して説明）

第 278 号議案

委員：風致地区内にはかなりの樹園地等が含まれているが、たとえばハウス栽培とか、農林漁業関係の土地の形質変更等に対してはどのような規制があるか。

事務局：風致地区が指定されると、建築等の規制条例が適用され、建築や土地の形質変更等については許可を受ける必要があるが、農林漁業関係についてはおおむね適用除外となっている。

委員：本案件は、松山市の審議会でも十分審議されたうえで原案どおり可決決定され、建築等の規制の運用にあたって出来る限り住民の要望に留意してもらえるなら、了承してよい。

議長：風致地区の決定による私権の制限への補償はあるか。又土地の売買の制限があるか。

事務局：私権の制限については受忍の範囲であるとの建設省見解であり、補償はない。又土地の売買についての制限はないが、利用目的については建築等の規制条例の適用を受ける。

委員：建築等の規制条例ができてから 5 年もたっており、少し時間が立ち過ぎたのではないか。又、風致地区決定の理論的根拠が不明確と思われる。説明してほしい。

事務局：時期が遅いとの質問に対しては、事務処理が敏速でなかったとお詫びする。全国的にも、未決定の県は本県と高知県、青森県のみで遅れている。又、風致地区決定の位置づけについては、現在 21 世紀をめざして緑のマスタープランの策定を進めており、この中で体系づけて行きたい。当面は線引都市計画区域内で適地があれば、地元市町村と協議の上追加していきたい。

委員：一般の方からの意見書をみると、意見を認めてもよいと思われるものもあるが、この審議会でもう一度議論してはどうか。

委員：松山市の審議会の審議状況、意見等を聞かせてほしい。

事務局：松山市からは私権尊重に留意する等の副申があった（内容を説明）。

委員：市の段階でも熱心な討議の上決定されたと思うが、当審議会でも関係市町村の意見は尊重すべきだと思う。

委員：風致地区の目的については、誰もが賛成と思うが、規制にあたっては柔軟な運用をするよう附帯決議をつけてはどうか。

第 281 号議案

委員：住民を説得してから審議してもよいのではないか。

事務局：宇和島市から責任を持って地元反対住民の説得にあたる旨、確約書を得ており、又 53 年度からの国からの助成のタイムリミットもせまっているので、審議会へ付議した。

委員：県は、市から確約書を取っていると言って、すぐ逃げるが、相当な住民の反対があると聞いている。現状で認めるなら県にも責任があるのではないか。

委員：市にとっては、53 年度の助成が得られなくなり、1 年伸びることは大変なことだ。附帯決議をつけて議決してはどうか。

第 48 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 53 年 7 月 12 日）

第 283 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画川之江公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：川之江公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 160ha、川之江排水区、第 1 分区 21.9ha、第 2 分区 37.7ha、第 3 分区 32.4ha、第 4 分区 27.1ha、第 5 分区 40.5ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

川之江第 1 幹線、川之江市川之江町字川原町地先、川之江市川之江町字大門、0.25m～2.40m、約 2,440m、川之江処理区

川之江第 2 幹線、川之江市川之江町 4087-27、川之江市川之江町字港通り、1.50m～2.00m、約 650m、川之江処理区

第 1 圧送幹線、川之江市川之江町 4087-27、川之江市川之江町字川原町地先、0.60m、約 1,090m、川之江処理区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字川原町地先、川之江市川之江町字川原町地先、2.40m×2.40m、約 470m、川之江処理区

汚水吐口幹線、川之江市川之江町 4087-27、川之江市川之江町字大江新開地先、2.50m×2.50m、約 400m、川之江処理区

その他、0.25m～1.65m、約 25,920m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 4 ポンプ施設

公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川原ポンプ場、川之江市川之江町字川原町地先、約 6,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川之江処理場、川之江市川之江町 4087-27 番地、約 20,120m²、標準活性汚泥法による高級処理

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

当該公共下水道中継ポンプ場は、本年度策定された三島・川之江港港湾計画において、埋立地に十分な用地が確保されることになり、市街地に対する環境対策が可能な本案の位置に変更するものである。また、幹線管渠の経路について円滑な施工をはかる観点から再検討した結果、一部区間を交通量の少ない道路部分に変更いたしたい。

第 284 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 2,3,5 号高木山根線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,5、高木山根線、新居浜市高木町、新居浜市中筋町 2 丁目、（高木町、坂井町 1 丁目、松木町、西喜光地町、喜光地町 1 丁目、喜光地町 2 丁目、宮原町、中西町、中筋町 2 丁目）、約 3,920m、地表式、11.0m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、2,3,15、国領岸の下線、新居浜市上泉町、新居浜市萩生字岸の下、（外山町、上泉町、星原町、喜光地町 1 丁目、西喜光地町、土橋 1 丁目、土橋 2 丁目、中村 1 丁目、本郷 1 丁目、本郷 3 丁目、中萩町大字萩生字本郷、中萩町大字萩生字岸の下、約 5,350m、地表式、11.0m、幹線街路と平面交差 3 箇所、幹線街路高木山根線との交差点に付加車線を設ける。幅員 11.0m～13.5m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

現在整備中の街路高木山根線が、街路国領岸の下線（国道 11 号線）に接続する時点において交差点の交通処理難渋が予想される。このため、関係者協議により本案のように 5 差路を解消するとともに、11 号線側に付加車線と交通島を設け、安全の確保と円滑な交通処理を図ろうとするものである。なお、上位路線である 11 号線を主体に、両路線相互間の道路区域の変更を行いたい。

第 285 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 2,2,8 号中堀樋口前線及び 2,2,9 号波止浜中道線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,2,8、中堀樋口前線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、（今治市波止浜字中堀）、約 1,070m、地表式、16.0m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、2,2,9、波止浜中道線、今治市波止浜字中堀、波方町波方字郷、（今治市波止浜字地堀）、約 1,280m、地表式、16.0m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

49 年度にまとめた今治都市圏の総合交通体系調査に基づき、波止浜地区周辺における今後の開発の動向、交通需要等を勘案しながら適正な道路網を検討中のところ、関係者の了解も得られたので、本案のように 2 街路を追加するものである。将来これが整備された時点では、波止浜地区内はもとより周辺地区相互間の円滑な交通が確保される見通しである。

第 286 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

- 1 都市計画道路中 2,3,19 号波止浜停車場大浦線を 2,3,19 号波止浜停車場蛭子町線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,19、波止浜停車場蛭子町線、今治市高部字家の下、今治市波止浜蛭子町、（今治市波止浜

蓬莱町)、約 1,340m、地表式、12.0m、今治本町波止浜高部線、中堀樋口前線街路と平面交差
なお、起点附近に地積約 1,800m²の広場を設ける。

なお、終点附近に地積約 1,200m²の広場を設ける。

- 2 都市計画道路に 2,3,22 号波止浜五番浜線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,22、波止浜五番浜線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、(今治市波止浜字地堀)、約 1,540m、地表式、12.0m、幹線街路中堀樋口前線、波止浜中道線と平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

- 1 波止浜停車場蛭子町線

街路波止浜停車場蛭子町線は、埋立地の土地利用増進と線形改良のための道路区域を変更するとともに、一部区間について新道路構造令にあわせた幅員構成とした。なお臨海広場から先線については別途事業で整備されたため廃止する。

- 2 波止浜五番浜線

街路波止浜五番浜線は、285 号議案と同じ理由により追加決定し、一層充実した地区道路網の形成を図る。

第 287 号議案 今治広域都市計画道路の変更 (今治市決定)

都市計画道路に 2,3,22 号波止浜五番浜線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,22、波止浜五番浜線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、(今治市波止浜字地堀)、約 1,540m、地表式、12.0m、幹線街路中堀樋口前線、波止浜中道線と平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

街路波止浜五番浜線は、285 号議案と同じ理由により追加決定し、一層充実した地区道路網の形成を図る。

第 288 号議案 今治都市計画下水道の変更 (今治市決定)

都市計画今治公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：今治公共下水道

- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

今治公共下水道、約 661ha、今治排水区

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、備考】

本町通幹線、本町 4 丁目、常盤町 4 丁目、1.2m~1.65m、約 1,070m、合流式

恵美須町幹線、本町 1 丁目、恵美須町 1 丁目、0.9m、約 300m、合流式

今治駅天保山幹線、天保山町 3 丁目、南宝来町 3 丁目、0.9m~1.35m、約 1,200m、合流式

蔵敷旭町泉川幹線、天保山町 2 丁目、東門町 3 丁目、1.35m~1.8m、約 580m、合流式

北新町幹線、北浜町、本町 4 丁目、1.65m～1.8m、約 540m、合流式
 竹屋町幹線、本町 6 丁目、北宝来町 3 丁目、1.1m～1.2m、約 1,310m、合流式
 北浜町幹線、北浜町、北浜町、1.8m、約 320m、合流式
 常盤町幹線、常盤町 4 丁目、常盤町 6 丁目、0.9m～1.0m、約 910m、合流式
 二級国道 196 号幹線、北宝来町 3 丁目、北日吉町 1 丁目、0.9m～1.1m、約 310m、合流式
 その他、0.25m～1.2m、約 67,520m、合流式
 第 3 圧送汚水幹線、天保山町 2 丁目、北浜町、0.6m～0.7m、約 4,740m、合流式
 第 2 圧送汚水幹線、天保山町 4 丁目、天保山町 2 丁目、0.7m、約 1,810m、合流式
 第 1 圧送汚水幹線、天保山町 4 丁目、東鳥生町 2 丁目地先、0.45m、約 2,570m、分流式汚水
 鯉池排水第 1 汚水幹線、天保山町 2 丁目、泉川町 1 丁目、0.5m～0.6m、約 2,660m、分流式汚水
 鯉池排水第 2 汚水幹線、泉川町 1 丁目、鯉池町 1 丁目、0.6m、約 710m、分流式汚水
 立花排水第 1 汚水幹線、東鳥生町 2 丁目地先、八丁中川原、0.3m～1.0m、約 3,820m、分流式汚水
 処理場吐口、天保山町 2 丁目、天保山町 4 丁目、1.5m、約 740m、分流式汚水
 天保山ポンプ場吐口、天保山町 2 丁目、天保山町 2 丁目、1.5m、約 110m、分流式汚水
 北浜ポンプ場吐口、北浜町、北浜町、3.0m～6.6m、約 10m、分流式汚水
 その他、0.25m～0.5m、約 62,100m、分流式汚水
 金星川 1 号雨水幹線、恵美須町 1 丁目、泉川町 1 丁目、2.9m～7.3m、約 1,900m、分流式雨水
 金星川 2 号雨水幹線、泉川町 1 丁目、鯉池町 3 丁目、2.9m～3.7m、約 610m、分流式雨水
 泉川 1 号雨水幹線、南日吉町 2 丁目、鯉池町 2 丁目、1.8m～1.9m、約 450m、分流式雨水
 日吉川雨水幹線、北日吉町 2 丁目、北日吉町 3 丁目、1.4m～1.5m、約 510m、分流式雨水
 御物川 1 号雨水幹線、東鳥生町 1 丁目、八丁轟、2.6m～5.2m、約 3,130m、分流式雨水
 大浜 1 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 2 丁目、1.6m～8.5m、約 1,000m、分流式雨水
 高下川 2 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、石橋町 2 丁目、1.4m～9.5m、約 2,650m、分流式雨水
 高下川 3 号雨水幹線、南鳥生町 3 丁目、南鳥生町 4 丁目、1.2m～2.1m、約 640m、分流式雨水
 御物川 2 号雨水幹線、八丁本郷、八丁前土手、1.2m、約 530m、分流式雨水
 御物川 3 号雨水幹線、郷宗常寺、郷八ツ目、1.0m～1.1m、約 190m、分流式雨水
 御物川 4 号雨水幹線、郷本町 1 丁目、郷本町 2 丁目、1.6m、約 330m、分流式雨水
 御物川 5 号雨水幹線、立花町 3 丁目、立花町 2 丁目、1.3m～1.4m、約 450m、分流式雨水
 その他、0.4m～2.3m、約 5,080m、鯉池、分流式雨水

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、北浜町、約 7,360m²、汚水、雨水

天保山ポンプ場、天保山町 2 丁目、約 5,120m²、雨水

立花中継ポンプ場、東鳥生町 2 丁目地先、約 2,320m²、汚水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、天保山町 4 丁目、約 33,000m²、標準活性汚泥による高級処理

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

現在蒼社川河口部で今治新港湾建設の第2期事業として鳥生地区臨海土地造成が行われているが、当該公共下水道立花中継ポンプ場を埋立地内に設けることにより十分な緩衝緑地を確保できるため、位置の変更を行うものである。また、これに接続することになる汚水幹線管渠を、現在整備中の街路鳥生大浜土橋線及び新港湾道路の利用により、先行的な埋設を行うためあわせて位置を変更する。

第289号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画松山公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約3,089ha、三津排水区74ha、本庁排水区3,015ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

- 1号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～3.0m、約5,410m、中央処理区（合流管）
- 2号幹線、湊町8丁目、勝山町1丁目、1.0m～1.80m、約2,810m、中央処理区（合流管）
- 3号幹線、竹原町1丁目、柳井町2丁目、1.0m～1.20m、約1,160m、中央処理区（合流管）
- 4号幹線、湊町8丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約1,300m、中央処理区（合流管）
- 5号幹線、築山町、石手1丁目、0.25m～1.95m、約3,170m、中央処理区（合流管）
- 6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m～1.0m、約1,960m、中央処理区（合流管）
- 中央1号汚水幹線、南江戸4丁目、北梅本町、0.25m～1.65m、約12,200m、中央処理区（分流污水管）
- 中央2号汚水幹線、南江戸4丁目、祝谷3丁目、0.25m～0.90m、約5,400m、中央処理区（分流污水管）
- 中央3号汚水幹線、生石町、和泉、1.10m～1.50m、約2,350m、中央処理区（分流污水管）
- 中央4号汚水幹線、保免町、今在家町、0.60m～1.10m、約5,030m、中央処理区（分流污水管）
- 清水1号汚水幹線、萱町6丁目、清水町4丁目、0.25m～0.70m、約920m、中央処理区（分流污水管）
- 味生1号汚水幹線、南江戸4丁目、南江戸6丁目、0.25m～0.80m、約820m、中央処理区（分流污水管）
- 久米1号汚水幹線、北久米町、北久米町、0.25m～0.30m、約1,190m、中央処理区（分流污水管）
- 久米2号汚水幹線、来住町、平井町、0.25m～0.45m、約2,950m、中央処理区（分流污水管）
- 桑原1号汚水幹線、枝松町6丁目、溝辺町、0.25m～0.60m、約3,830m、中央処理区（分流污水管）
- 桑原2号汚水幹線、東本町、正円寺4丁目、0.25m～0.35m、約1,040m、中央処理区（分流污水管）
- 桑原3号汚水幹線、東本町、畑寺町、0.35m～0.40m、約1,150m、中央処理区（分流污水管）
- 桑原4号汚水幹線、枝松町6丁目、三町、0.25m～0.35m、約1,170m、中央処理区（分流污水管）
- 石井1号汚水幹線、天山町、東石井町、0.30m～0.35m、約980m、中央処理区（分流污水管）
- 石井2号汚水幹線、古川町、星岡町、0.25m～0.60m、約3,660m、中央処理区（分流污水管）
- 素鷲1号汚水幹線、朝生田町、小坂町1丁目、0.25m～0.70m、約2,820m、中央処理区（分流污水管）
- 素鷲2号汚水幹線、朝生田町、小坂町1丁目、0.25m～0.60m、約1,900m、中央処理区（分流污水管）
- 浮穴1号汚水幹線、北井門町、森松町、0.40m～0.60m、約1,830m、中央処理区（分流污水管）
- 保免汚水圧送幹線、土居田町、保免町、0.60m～1.10m、約1,100m、中央処理区（分流污水管）
- 道後1号雨水幹線、祝谷6丁目、祝谷6丁目、0.90m、約380m、本庁排水区（分流雨水管）

道後 2 号雨水幹線、祝谷 4 丁目、祝谷 5 丁目、0.90m、約 210m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 3 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷東町、0.90～1.00m、約 560m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 4 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷 4 丁目、0.80～0.90m、約 310m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 5 号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 6 号雨水幹線、石手 2 丁目、石手 2 丁目、1.00m、約 180m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 7 号雨水幹線、紅葉町、石手 4 丁目、1.00m～1.30、約 300m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 1 号雨水幹線、御幸 1 丁目、御幸 1 丁目、0.90m、約 490m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 2 号雨水幹線、山越 1 丁目、御幸 2 丁目、0.90～1.30m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 3 号雨水幹線、中央 1 丁目、高砂町 3 丁目、0.90～1.30m、約 1,000m、本庁排水区（分流雨水管）
 新玉 1 号雨水幹線、南江戸 4 丁目、南江戸 1 丁目、2.93m～1.60m、約 530m、本庁排水区（分流雨水管）
 新玉 2 号雨水幹線、生石町、生石町、1.00m～1.50m、約 620m、本庁排水区（分流雨水管）
 味生 1 号雨水幹線、北斎院町、南江戸 6 丁目、1.30m、約 720m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 1 号雨水幹線、空港通 1 丁目、小栗 5 丁目、1.00m～1.40m、約 1,270m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 2 号雨水幹線、空港通 1 丁目、和泉、2.28m～1.60m、約 1,210m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 3 号雨水幹線、土居田町、土居田町、2.04m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 1 号雨水幹線、衣山 2 丁目、朝日丘 2 丁目、0.80m～1.40m、約 600m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 2 号雨水幹線、美沢 1 丁目、美沢 1 丁目、1.10m～1.30m、約 440m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m～1.00m、約 230m、本庁排水区（分流雨水管）
 余土 1 号雨水幹線、保免町、和泉、2.04m～2.58m、約 870m、本庁排水区（分流雨水管）
 湯山 1 号雨水幹線、樽味 1 丁目、上高野町、2.94m～5.88m、約 2,830m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 1 号雨水幹線、畑寺町、東野 5 丁目、1.30m～1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 2 号雨水幹線、松末町、樽味 3 丁目、1.10m～1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 3 号雨水幹線、松末町、枝松町 2 丁目、1.10m～1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流雨水管）
 久米 1 号雨水幹線、松末町、福音寺町、1.20m～1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、小坂 2 丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 2 号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 3 号雨水幹線、朝生田町、立花 3 丁目、1.00m～1.40m、約 810m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 4 号雨水幹線、朝生田町、立花 6 丁目、1.00m～1.90m、約 900m、小野川排水区（分流雨水管）
 石井 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、小野川排水区（分流雨水管）
 三津 1 号幹線、梅田町、梅田町、1.0m、約 150m、三津排水区（合流管）
 三津 2 号幹線、梅田町、三津 3 丁目、1.0m、約 300m、三津排水区（合流管）
 その他、約 546,120m、雨水管 134,460m、汚水管 320,650m、合流管 91,010m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、摘要】

保免中継ポンプ場、保免町、約 710m²、揚水量 42.36m³/分

第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内（30m²）、揚水量 2.1m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町、南江戸4丁目、約114,970m²、中級処理、約209,000 m³/日、高級処理約322,000人
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

既決定の丸山中継ポンプ場付近は、最近宅地化が進行し環境面から代替地を検討中のところ、近接した中央終末処理場が技術面及び管理面からも最適との結論に達したため、接続する汚水幹線とあわせて位置の変更を行うものである。

第290号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園中第2号東雲公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2、東雲公園、松山市東雲町地内、約0.51 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該公園は、松山市都心部に位置し、昭和38年以降供用されているが、これに隣接した保育園の建物が老朽化し、且つ対象児童数の増加したこと等から近く改築が行われる予定で、同建物の日照確保の必要から公園区域の変更を行うものである。なお、これに伴う公園面積に増減はなく利用面にも支障はない。

第291号議案 久万都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第1号久万公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、1、久万公園、久万町大字菅生字東国、字千本口、字今戸、字河原小屋、字狸戸、字狸堂、字菅田及び字八丁影の地内、約6.0ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該公園のうち県道に面した南側水辺地を含む部分について、土地利用上の効果を勘案して今回拡張し、一層充実した施設整備を図ろうとするものである。なお、既決定の一部を再検討の結果除外するが、全体として区域面積は0.3 haの変更増となる。

第292号議案 野村都市計画下水道の変更（野村町決定）

都市計画野村下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：野村都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

野村都市下水路、約57ha、丸山排水区約20ha、本町排水区約37ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

丸山下水路、野村町大字野村12号482番地、野村町大字野村12号596番地、1.1m～1.6m、約330m、丸山排水区

本町1号下水路、野村町大字野村12号21番地、野村町大字野村11号31番地、1.0m～1.6m、約660m、
本町排水区

本町2号下水路、野村町大字野村12号338番地、野村町大字野村12号502番地、1.4m、約200m、
本町排水区

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

最近、周辺部の宅地開発の進行に伴い市街地への雨水流出量が増加し、浸水による住民の不安が高まっている。このため、技術的な検討を加え実情に沿って排水区域を拡張するとともに、雨水管渠の延長、断面等を変更し、流下能力の増大を図ろうとするものである。

第293号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第2号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5,7,2、第2号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町北灘字安代宅地ノ上、字アシロ谷、字マツ笠、字マツカサ、字横アジロ、字横網代、字小浦、字内ノ浦、字内之浦、字居浦、字白木、字ヨコアジロ、字コウラ、字西谷奥、字西谷、字西谷ヲク、字タケノクボ、字竹ノ窪、字萩原、字宮ノ谷、字寺、字下屋敷、字安城、字網代、字串坂、字網代谷、字安城谷、字アシロ、字シノバシ、字松笠、字下ヤシキ及び字ダケノオク、字寺の前、字沖台、字ノバシの地先水面、約60.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

2号公園は、49年に計画決定したものであるが、現在用地の90%を買収済みである。今後は施設面に整備の重点が移行するが、地元との協議及び技術面から検討結果により工事中の区域を変更追加するもの、当該道路は将来園路として有効に利用される予定である。

第294号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第4号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5,6,4、第4号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町大字近家字汐浜、字梶ヶ内、字梶ヶ内沖及び字緋ノ江の地内、約36.0ha、園路、広場（多目的広場、ピクニック広場、プロムナード）、修景施設（中央人工池、植栽）、休養施設（休憩所）、遊戯施設（児童遊具）、運動施設（レクリエーションプール）、教養施設（ビジターセンター）、便益施設（駐車場）、管理施設（管理事務所）、展望及び集会所

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

4号公園は昭和51年に計画決定され、現在用地買収が進められているが、本年度末では約30ha（82%）を確保できる見通しである。当該公園施設の核となる河口部約6.5haについては、十分な審議の上利用計画を決定する方針で保留地としていたが、このたび公共事業による公園区域として、周辺と一体的な整備が適当との結論に達したため拡張するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 284 号議案

委員：予讃線と立体交差している松山側のところですね。

事務局：そうです。この地区は交通処理難渋が予想されるため、1 車線を設けて安全の確保と円滑な交通処理を図ろうとするものです。

第 294 号議案

委員：新たに入る 6.5ha については、当初計画では民間による土地としての計画であったが、民間投資が遅れているので、計画を変更して公園にするということか。

事務局：当初計画では、休泊施設として考えていたが、今回の計画では公園としての休泊施設として計画している。

委員：将来の民間投資はどうか。

事務局：休泊施設としてはできると考えている。

委員：全体計画としてはどうか。

事務局：問題はない。

農政局：国有財産について問題はないか。

事務局：問題はない。

委員：南予レクリエーション都市計画問題については、政策論争すべき案件であり、当審議会で議論すべき事柄ではないので、採決は保留する。

第 49 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 53 年 9 月 13 日）

第 295 号議案 と畜場の敷地の位置決定について

第 296 号議案 し尿処理場の敷地の位置決定について

第 297 号議案 火葬場の敷地の位置決定について

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 297 号議案

委員：一部反対地区があるようだが、やむをえない。

委員：一部地域に反対がある。今日反対地域、小松町新宮地区の方々、50 人ほどが県庁に来られ、渡辺会長に陳情された。代表者 5 人と、会長、私、土木部次長とが会ったが、結論的には、火葬場の設置に絶対反対ということではなかった。理由は都谷川の氾濫、環境上の問題等であり、要は、“我々の話を聞いたうえで決定していただきたい” とのことであった。そこで、現案については諸条件が整備されているので承認し、答申については、もう少し地元住民と行政側とのコミュニケーションを図った上ですべきと考えるので、その時期については会長に一任してはどうか。

議長：私も地元と行政側のコミュニケーションが少し欠けていると思うので、両者と話し合ってみたい。ただいまの提案は、原案については異議はなく、答申については私に一任ということで賛成願えないか。

第 50 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 54 年 2 月 16 日）

第 298 号議案 市場の敷地の位置決定について

次の市場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

松山中央卸売市場水産市場、松山市三津ふ頭 1 番地の 2、28,260m²、9,610m²、鉄筋コンクリート造、
設置者、松山市、新築

「位置については別図表示のとおり」

理由書

既設の松山市営水産市場は、周辺の交通混雑による市場活動の低下、地区住民の生活環境の悪化及び生鮮食品需要の急増から施設の整備が重要な課題となっている。このため、市において位置選定について十分検討した結果、立地条件がすぐれた当該地に近代設備の水産市場を建築するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 298 号議案

委員：漁船の出入りによるフェリー、旅客船の航路との競合は心配ないか。

事務局：現在の計画では陸送であり、問題はない。

松山市市場部長：将来は、海からの荷揚場を検討しなければならないが、漁業機関との協議、フェリー基地との調整等重要な問題があるので、当分の間は現在の荷揚場から陸送する。